

墨田区立小学校における「風水害」に対するガイドラインについて

令和8年4月改訂

1 墨田区としての基準

墨田区に「特別警報」、「暴風警報」、「暴風雪警報」、「大雨警報」、「洪水警報」のいずれかが発令された場合、学校は、以下の基準に基づき、安全対策を講じるものとする。なお、「各種注意報」発令の段階では、原則平常授業とする。

(1) 前日、午後5時前の段階で、以下の状況を踏まえ、臨時休業の実施について教育委員会が検討を行い、午後5時までに判断を行う場合。

- ・墨田区内に特別警報（大雨・暴風・暴風雪・大雪）又は警報（大雨・洪水・暴風・暴風雪）が翌日の午前7時まで発令されている可能性が高い場合
- ・その他、登降園・登下校・出退勤に支障が生じる可能性が高い場合

ア 「臨時休業とする。」と判断した場合

- ・区のホームページに掲載する。
- ・区から一斉に、欠席連絡システムで保護者に配信する。

イ 「翌日の午前7時に最終判断する。」と判断した場合

- ・区のホームページに掲載する。
- ・区から一斉に、欠席連絡システムで保護者に配信する。

(2) 翌日、午前7時の段階で、墨田区内に特別警報（大雨・暴風・暴風雪・大雪）又は警報（大雨・洪水・暴風・暴風雪）が発令されているかどうかで、判断を行う場合。

ア 登校（登園）前に発令された場合

① 午前7時までに解除された場合

臨時休業としない。平常授業を原則とし、午後までの授業を実施する。

- ・区から一斉に、欠席連絡システムで授業の実施と登校時の安全について周知する。

② 午前7時までに解除されなかった場合

臨時休業とする。

- ・区から一斉に、欠席連絡システムで保護者に配信する。

イ 登校後に発令された場合

- ・状況を判断して、学校から欠席連絡システムで対応を連絡する。